

## 4 生徒指導関係

常に南高生としての自覚と誇りをもって学業に励み、将来有為な社会人となるための資質を養うとともに、集団においては、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高めるように努める生徒を育てる。

### (1) 生徒心得

#### 1 校内生活

- (1) 予鈴（8時25分）までに登校し、速やかに教室に入ること。本鈴の時刻（8時30分）に入室していない場合は遅刻とする。
- (2) 登校後、放課後までは校外に出ないこと。
- (3) 用のない生徒は、早く帰宅すること。
- (4) 欠席・遅刻・忌引等は保護者から連絡をしてもらう。遅刻した場合は、職員室で入室許可証（生徒指導1号様式）を得てから教室に入ること。早退・外出等の場合はホームルーム担任に許可を得ること（生徒指導2号・3号様式）
- (5) 異装が必要な時は生徒指導課の許可を得る（生徒指導4号様式）
- (6) 昼食は昼食時に教室でとること。
- (7) 上履きは規定のスリッパを使用し、下履きとの区別を厳守する。また体育館では体育館用の運動靴を使用する。
- (8) 保護者の車で送迎してもらう時は、正門前の南北の道路では乗り降りしないこと。（正門付近が混雑して危険であり、他の車も迷惑する）
- (9) 携帯電話を所持する場合は、電源を切り校内では使用しない。やむを得ず使用する時は、事前に先生の許可を得ること。
- (10) 不要物は持ち込まない。

#### 2 校外生活

- (1) 南高生としての誇りと自覚をもち、品位ある行動をとる。
- (2) 交通法規・交通道德を守り、自他の身の安全を図る。
- (3) 大学受験や部活動の大会等で学割を必要とするとき（生徒指導5号様式）は、ホームルーム担任の事前指導を受け生徒指導課に届け出る。
- (4) 次の事項に該当する場合、ホームルーム担任の事前指導を得て生徒指導課の許可を得る。
  - ・運転免許証を取得する必要があるとき。
  - ・アルバイトをする必要があるとき（原則として禁止する）。（生徒指導6号様式）

### 3 服装規定

服装はすべて端正なものを用い、南高生としての品位を保つように努める。

#### (1) タイプA

制 服	冬服	黒の詰め衿標準学制服・標準学生ズボンを用い、白カラーをつけ、左衿に指定のバッヂをつける。
	夏服	白無地のカッターシャツ、または開衿シャツに黒の標準学生ズボンを用い、左胸に所定の校章をプリントする。
ソックス	白色を基調としたものを使用する。	
頭髪	清楚をむねとする。	

#### (2) タイプB

制 服	冬服	上着はセーラー服で色は濃紺とし、学校指定のバッヂを左胸に付ける。  (1) 丈はスカートのベルト部分が隠れる程度とする。 (2) 衿のライン及びリボンが所定のものを付ける。 (3) 衿のラインをつける位置は、衿の端より2cm内側とする。 (4) リボンをつける位置は衿元とする。 (5) スカートの丈は、ひざがかくれる程度とする。
	夏服	上着は白無地のカッターシャツまたは開衿シャツで装飾の無いものを用い、左胸に所定の校章をプリントする。

制 服	夏服	上着は白無地のカッターシャツまたは開衿シャツで装飾の無いものを用い、左胸に所定の校章をプリントする。
	合服	5月中旬～6月中旬、および9月中旬から10月中旬は、ベストを着用してもよい。その際は、学校指定のバッヂを左胸に付ける。 (1) 色はセーラー服と同色とする。
ソックス	白色を基調としたものを使用する。	
頭 髪	清楚をむねとする。	

#### (3) 男女とも

通学靴	白を基調とした運動靴とする。
上履き	指定のスリッパを使用する。
通学カバン	教科書が充分に入り、学校にふさわしいものを用いる。
防寒具	防寒着やストッキングを着用する場合は、華美でない無地なものとする。
雨 具	自転車通学者は雨カッパを使用する。

#### 4 自転車通学

- (1) 年度当初に、自転車登録証・点検整備チェックカード（防犯登録番号）を提出する。
- (2) 年度当初に学校に登録し、許可された自転車で登校する。
- (3) 使用する自転車には南高のステッカーを貼付する。
- (4) 自転車は所定の位置に置き、鍵をかけ、整理整頓に努める。

#### 5 生徒心得の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し生徒心得の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得を改正又は廃止することができる。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

#### (2) 掲示物について

- 1 クラス・部活動・その他の掲示物について生徒指導課の許可を得て認印をもらう。
- 2 掲示場所は各階の掲示板，防火壁及び渡り廊下の掲示板とその壁とする。
- 3 掲示期間後は責任をもってはがす。

#### 付則

- 1 この規定は平成21年4月1日より施行する。
- 2 この規定は平成22年4月1日より施行する。
- 3 この規定は平成24年4月1日より施行する。
- 4 この規定は平成28年4月1日より施行する。
- 5 この規定は平成31年4月1日より施行する。
- 6 この規定は令和2年4月1日より施行する。
- 7 この規定は令和4年4月1日より施行する。
- 8 この規定は令和5年4月1日より施行する。

#### (3) 生徒指導関係様式一覧

生徒指導1号様式	遅刻届
生徒指導2号様式	早退許可証
生徒指導3号様式	外出許可証
生徒指導4号様式	異装届
生徒指導5号様式	旅客運賃割引証下付願
生徒指導6号様式	アルバイト届